講習名

安全衛生推進者養成講習

作業内容

常時 10 人以上 50 人未満の労働者を使用する林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業(物の加工業を含む。)、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業の事業場での次の業務を担当する。

- 1 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関すること。
- 2 労働者の安全又は衛生のための教育の実施に関すること。
- 3 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関すること。
- 4 労働災害の原因の調査及び再発防止対策に関すること。
- 5 前各号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な業務で、厚生労働省令で 定めるもの。

厚生労働省令で定めるものは、次のとおりです。

安全衛生に関する方針の表明に関すること。

危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。 安全衛生に関する計画の作成、実施、評価及び改善に関すること。

・講習の日程、受講の申し込み等については、各登録講習機関へ直接お問い合わせ下さい。

名 称	所在地	電話番号	FAX 番号
一般社団法人	〒510-0071	059-353-	059-352-
四日市労働基準協会	四日市市西浦1丁目1-10	3910	1311
一般社団法人	〒514-0008	059-227-	059-227-
三重労働基準協会連合会	津市上浜町1丁目293-4	1051	1739
	三重私学青少年会館内		